

**協働のまちづくりを促進する  
補助金制度のあり方について**  
(宝塚市補助金制度検討委員会答申)

平成18年3月

宝塚市補助金制度検討委員会

## 目次

はじめに	1
第1章 宝塚市行財政システム改革推進委員会提言の概要	2
第2章 当委員会に対する諮問内容と検討方針	4
第3章 補助金制度の現状と課題	5
第1 補助金制度の現状	5
第2 補助金制度の課題	8
第4章 補助金制度改革の方向性と方策	10
第1 補助金制度改革の方向性	10
第2 公募型補助金制度	13
第3 個別型補助金の見直し	16
第4 関連する指摘事項	21
第5章 今後の取組みについて	22
別表第1	23
別表第2	33
資料	
宝塚市補助金制度検討委員会設置要綱	43
宝塚市補助金制度検討委員会委員名簿	44
宝塚市補助金制度検討委員会活動記録	45

## はじめに

当委員会は、それに先立つ「宝塚市行財政システム改革推進委員会」(平成13年6月30日発足、平成15年6月21日最終答申提出)の答申のなかで、特に補助金の改革案としての公募制の導入などに関する提言を具体化させるために発足した。委員構成は、前委員会を引き継ぐ者と、知識経験者及び公募による者からなっている。委員会は、平成16年7月に発足し、合計7回の委員会開催を経て、ここに具体案を示すに至った。

補助金の見直しにあたっては、行政改革の視点で、限られた財源を有効に活用し、補助金という政策手段にありがちな交付先の固定化や効果の検証の曖昧さを払拭するように努めた。それに加えて、住民参加の観点を重視し、宝塚らしさを備えた新しい公的価値を補助金という手段で掘り起こすという視点に特に注意をした。

今後、補助金の公募制度の実施に向けて、さらに実務的な枠組みづくりの段階に至る。そこでも「宝塚市行財政システム改革推進委員会」の発案が十分に活かされ、宝塚市の公的価値の創造に寄与することを心から願うものである。

平成18年3月31日

### 宝塚市補助金制度検討委員会

委員長	小 西 砂千夫
副委員長	岡 本 京 子
委員	井 上 芳 治
委員	上 月 英 子
委員	小 峰 武

## 第1章 宝塚市行財政システム改革推進委員会提言の概要

当委員会での検討について述べる前に、今回の諮問がなされる基となった宝塚市行財政システム改革推進委員会（以下、「改革推進委員会」と略称）の提言のうち、補助金に関する部分について概括する。

### 1 補助金の現状分析

改革推進委員会の提言においては、市の補助金の現状分析として概略以下のとおり述べられている。

- ・ 補助金交付に際して、その基本となる統一的な基準が設けられていないため、公益上の必要性の判断があいまいになっていること。
- ・ 慣行が重視されて補助金の交付先が固定化し補助金が既得権益化している傾向がみられること。
- ・ 交付の対象と効果が一部に限られて広く住民に還元されておらず市民の新たなニーズを反映していないこと。
- ・ 補助金交付の透明性、公平性、弾力的で効果的な運用の面で、なお改善を要するいくつかの課題が認められる。

### 2 提言事項

改革推進委員会は、具体的な取組み事項として以下のとおり提言している。

#### (1) 短期的施策

##### ア 補助金交付の統一的な要綱を設けること

補助金の適正かつ効果的な交付を行い、行財政改革の推進と財政の健全化に寄与するため、補助金の統一的な交付要綱を作成して、補助金の交付の指針とする必要がある。

早急に統一的な交付要綱の作成に取りかかることを求める。

##### イ 補助金の総額を減らす

現在、本市が財政再建団体に陥らないために、数値目標を掲げて、投資的事業の圧縮、総人件費の抑制、その他の支出の削減に取り組んでいる状況に鑑みると、補助金についてもその総額を減らす必要がある。

削減策として、まずは担当部局において、必要性、補助効果の低いと判断されるものを、思い切って廃止することを提案する。

次いで、存続相当と判断されるものについても審査を厳格にして、

過去の経緯にとらわれずに補助金額の削減に努める。その際、補助金を目的別に分類した上で、対象事業毎に一定の削減目標額を定め、その種別に応じて一律削減する方法をとることもやむを得ないとする。

新規の補助金は、真に必要なものに限ることとし、更に補助金の廃止・減額が可能な場合に交付できるものとする。

## (2) 長期的施策

### ア 公募制度の新設

現行の補助金の運用には、交付先の固定化と、新たな市民ニーズへの対応の遅れをもたらしている可能性がある。新たに発生した市民の自主的な公益的活動に対する補助金はほとんど支出されていない。行政の気づかない市民活動を発掘し、その活性化を図るためにも、公募による補助金制度を新設すべきである。

実施にあたっては、公募制の実施の詳細について周知徹底する必要がある。

公募にかかる補助金については、応募申請団体提出の事業の計画書（プレゼンシート）に基づき、後記の第三者機関が審査し、その審査結果を市に提出し、市は、その審査結果に基づき、補助金の交付を決定する等の運用が適当ではないかと考える。

### イ 第三者機関による審査制度の創設

補助金の交付につき、市民参加による透明性の向上、統一的な処理による公平性の確保を図るため、第三者機関による審査制度を創設する。

補助金の見直しにあたっては、市単独の財源によるものだけでなく、原則として、補助金の交付の可否・金額につき、市に裁量の余地のある全ての補助金を見直すべきであるとするが、その見直し機関として、第三者機関の設置が必要である。

この第三者機関は、市民代表・学識経験者等で構成するものとし、事務局を付設する。

また、審査に際しては、市が交付を予定している補助金について、その事業達成度や効果等についてケーススタディ（事業評価）を行い、その報告書を第三者機関に提出し、審査するという形で行う。

第三者機関は、個別の補助事業について、市提出の報告書及び自ら定めた審査基準による事業評価等（ケーススタディ、プレゼンシート等）に基づき、その総合的な判断結果を指標で表したものを作成し、市に提出する。

市は、第三者機関の審査結果を尊重して、補助金の交付を決定する。

## 第2章 当委員会に対する諮問内容と検討方針

### 1 当委員会への諮問内容

当委員会が、市長から受けた諮問内容は、以下のとおりである。

- |   |
|---|
| <p>(1) 諮問理由<br/>宝塚市の補助金制度の弾力的、効率的なあり方について検討するため</p> <p>(2) 諮問内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助金制度の総合的検討に関すること。</li><li>・ 補助金交付の指針及び審査基準の検討に関すること。</li><li>・ 補助金の公募制度に関すること。</li><li>・ その他補助金の適正化に関すること。</li></ul> |
|---|

### 2 検討方針

当委員会としては、上記の諮問内容についての検討を始めるに際し、改革推進委員会の提言内容を再度確認し、その方向性を発展的に継承することとした。

しかしながら、改革推進委員会の提言については、既に市がある程度着手し、効果を挙げているところもある。具体的には、補助金総額の抑制については、平成15年度に市が取り組んだ事務事業見直しにおける補助金額の一律削減という手法により、平成16年度予算において、見直し可能な補助金の総額の目安としていた市民税の2パーセント以下にすることを達成しており、平成17年度予算もほぼ前年度の水準に止まっている。当委員会としては、削減の方法論はともかく、補助金の総額抑制を短期間に達成したことについては評価するものである。

したがって、補助金総額の抑制については既に緊急避難的には解決が図られたものとし、当委員会の基本的な使命は、補助金の制度的な見直し、効果的な補助金のあり方、さらに、公募制度の創設等、いわば、補助金の質的な向上を目指した仕組みづくりであると認識し、検討を進めた。

## 第3章 補助金制度の現状と課題

### 第1 補助金制度の現状

#### 1 補助金の定義等

補助金とは、地方自治法第232条の2の規定に基づき、公益上必要な場合において、個人又は団体に対して行う金銭給付であり、相当の反対給付を求めないものである。

当委員会が検討の対象とするのは、地方自治法施行規則に定める予算科目の「負担金、補助及び交付金」の節区分に該当するもののうちの「団体運営補助金」及び「その他補助交付金」とする。

当委員会において、市の補助金の現状を掌握するため、各種の視点による分類を行い、補助金の現状の姿を整理した。以下、その分類したもののうちのいくつかについて述べる。なお、分類の対象としたデータは平成16年度当初予算である。

#### 2 財源等による分類

補助金の財源等による分類であり、市の補助金の全体像を明らかにするとともに、その財源構成、見直しの可能性等について整理しようとするものである。分類による集計は下記のとおりである。

財源等による分類集計

補助金の区分	件数	H16予算額 (千円)	財源内訳				構成比	
			国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源		
国・県の補助事業	10割補助又は市の随伴負担があるもの	15	304,093	178,896	16,877	4,444	103,876	4.6%
	随伴負担に加え、市独自の増額があるもの 〔うち、市の増額分・再掲〕	9	805,838	49,417	132,078	1,932	622,411	12.1%
	小計	24	1,109,931	228,313	148,955	6,376	726,287	16.7%
市の単独事業	法令に基づくもの 契約等の約定によるもの 債務負担行為など議決を得ているもの 基金その他特定の財源があるもの 人件費補助等、団体の存廃に関わるものなど	42	5,188,459	0	1,811	40,771	5,145,877	78.1%
	特定財源に加え、一般財源の負担があるもの	3	14,217	0	0	6,718	7,499	0.2%
	一般財源のみで負担しているもの	108	329,667	0	0	0	329,667	5.0%
	小計	153	5,532,343	0	1,811	47,489	5,483,043	83.3%
合計	177	6,642,274	228,313	150,766	53,865	6,209,330	100.0%	

具体的な分類は、別表第1参照

上記の分類に即しての見直しの可能性や考え方は以下のとおりである。

補助金の区分	件数	H16予算額 (千円)	見直し可能性と考え方	
国・ 県の 補助 事業	10割補助又は市の随伴負担 があるもの	15	304,093	基本的に市単独での見直しは困難であるが、国や県の補助 制度が市民ニーズや社会的要請に合致しているか否かの検 討を要する。 よって、これらの補助金についても、公益性、必要性、妥 当性、効率性、費用対効果などの観点から十分な検討を行 い、制度の採否、制度改正の提案を行うなど、必要な措置 を採るものとする。
	随伴負担に加え、市独自の 増額があるもの	9	805,838	随伴負担の部分に関しては、上記と同様の観点から検討を 行う。 市独自の増額部分については、厳密に見直しをすべきであ る。
	小計	24	1,109,931	
市 の 単 独 事 業	法令に基づくもの 契約等の約定によるもの 債務負担行為など議決を得 ているもの 基金その他特定の財源があ るもの 人件費補助等、団体の存廃 に関わるものなど	42	5,188,459	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に基づくものは、即時に見直しは困難であるが、 条例、規則に基づくものは、適宜、公益性、必要性、妥当 性、効率性、費用対効果などの観点から十分な検討を行 い、制度の存廃、制度の改正を検討すべきである。</li> <li>・ 契約等によるもの及び債務負担行為によるものは、見 直しは現実的に不可能である。今後、同様の補助を行う場 合は、事前に十分な検討を行う必要がある。</li> <li>・ 基金その他特定財源があるものは、基本的に財源によ る用途の制限があるため、見直しの余地は少ない。しかし ながら、制度趣旨を尊重しながら、より効果的な制度運用 のあり方については、常に検討を行うべきである。また、 基金を財源とするものについても、基金そのものが一般財 源からの支出のみで設置されている場合は、一般財源によ る補助金と同様、厳密に見直しすべきである。</li> <li>・ 人件費補助等団体の存廃に関わるものとは、具体的 には、行政の代行的な事業を行う団体、すなわち外郭団体等 に対する補助である。これらについては、市と団体との関 係のあり方、団体の意義、役割等も踏まえた抜本的な検討 が必要である。</li> <li>・ 企業会計に対する補助金については、繰出基準に基づ き支出されているものであるが、基準の妥当性や合理性に ついては適宜、見直しをすべきである。</li> </ul>
	特定財源に加え、一般財源 の負担があるもの	3	14,217	これらについては、基金の利子及び取崩し額に加え、一般 財源からも予算措置しているものである。基金はその設置 趣旨に基づき、用途に制限があるため、見直しの余地は少 ない。しかしながら、制度趣旨を尊重しながら、より効果 的な制度運用のあり方については、常に検討を行うべきで ある。また、一般財源からの負担部分については、厳密な 見直しをすべきである。
	一般財源のみで負担してい るもの	108	329,667	市独自の補助金であり、厳密な見直しをすべきである。
	小計	153	5,532,343	
	合計	177	6,642,274	

### 3 創設年度別による分類

各補助金制度が創設された年度による分類である。



創設年度別による分類集計

創設年度	件数	累計	経過年数
昭和29	1		
昭和38	2		
昭和39	1		
昭和41	1		
昭和42	3		
昭和43	9		
昭和45	1		
昭和46	1		
昭和47	4		
昭和48	3		
昭和49	2		
昭和50	2	30	30年以上
昭和51	1		
昭和52	2		
昭和53	1		
昭和54	1		
昭和55	0		
昭和56	4		
昭和57	2		
昭和58	0		
昭和59	1		
昭和60	0	42	20年以上
昭和61	2		
昭和62	2		
昭和63	1		
平成元	4		
平成2	9		
平成3	5		
平成4	5		
平成5	4		
平成6	14		
平成7	5	93	10年以上
平成8	1		
平成9	3		
平成10	5		
平成11	6		
平成12	12		
平成13	5		
平成14	9		
平成15	9		
平成16	9	152	1年以上
不明	25	25	不明
計	177		

上記の分類によると、創設以来10年以上経過した補助金が93件で、件数による構成比は52.5%である。また、不明となっている25件については長期的に継続していると推測され、これも含めると10年以上長期的に継続している制度は、118件、66.7%に及ぶ。補助金制度の固定化の現状が見て取れる。

## 第2 補助金制度の課題

### 1 補助金制度の現状における課題

当委員会で分析した結果、市の補助金制度の現状における課題について、以下のとおり整理した。

- (1) 補助金の交付決定において、公益上の必要性や政策的目的との適合性の判断が必ずしも明瞭になっていない。
- (2) 交付決定や実績評価の手続きにおける透明性が確保されていない。
- (3) 個々の補助金が慣行や前例重視のため、交付先が固定化し、場合によっては既得権益化している懸念がある。
- (4) 住民ニーズに対応した新しい公益的活動を積極的に支援する仕組みにはなっていない。
- (5) 結果として、補助金制度全般として柔軟性や時代適合性に欠け、市民の新たなニーズに適時・的確に対応できていない。
- (6) 補助金支出の一般的指針、厳密な効果測定の実施がなされていないため、効果測定が明確にできていない。また、補助金を受ける側にも、補助金は主として市民が負担する税金が財源であるという意識が薄れがちである。
- (7) 特定の事業ではなく公益的な運営を行う団体運営を対象とする補助金（いわゆる「運営補助」）は、特に効果が不明確である。
- (8) 低額、低率な補助金が見受けられが、これらは補助事業実施上、あるいは補助団体運営上、補助が不可欠であるかどうか疑問であり、補助金支出に係る事務負担も考慮すると補助することに疑問がある。
- (9) 市が自らの責務において当然に負担すべきもの、あるいは、会費的なもの、行政の内部組織に準じる組織に支出されているものなど、本来的に補助金として支出することについて疑問視されるものがある。

### 2 課題の分析

補助金は、本来、民間の発意を生かした公益的な活動の促進と、市民の公益活動への参加を通じた公共的価値の創造という点で有益な手段である。その反面、補助金については、さまざまな弊害が指摘される場合も多い。

上記の補助金の課題は、改革推進委員会提言の補助金の見直しに関する指摘とほぼ共通する内容であり、市においても、補助金本来の機能を生かすために、不断の見直しが必要であると考えられる。

昨今、多くの地方公共団体において、補助金見直しの議論がなされているが、そこで指摘されている事項は、おおよそ次のような内容である。

補助金の受給団体となるのが公共性をもっていることへの一種の権威づけのような感覚で受け取られ、その一方で、自治体側も各種団体と良好な関係を結ぶための手段として、補助金を政策効果と厳密に結びつけることなく支給しがちであること、それらの構造ゆえに、補助金が一種の政治的な利害関係を発生させること、補助金交付の機会が均等に提供されていない場合には、支給先が固定化されがちであり、真に促進すべき公益的な活動を

優先できていないこと。それらの結果として、自治体が直接執行する経費に比べて、予算執行の適切さを判断する基準が甘くなりがちであることなどである。

そうした弊害を除去するためには、補助金の見直しを自治体自らの責任と判断で行い、さらに、その結果を市民に十分に説明し、適時適切な補助金のあり方を実現するとともに、外部の審査機関の力を借用し、新たな市民ニーズを掘り起こしていくことの両面からのアプローチが必要である。

補助金の場合には、補助するという手段ゆえに、補助対象や交付目的の固定化には特に注意をする必要がある。補助金の見直しが今後不断に行われるためには、いわゆるPDCAサイクルを機能させることにより、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うことができるよう、市の組織ガバナンスを高める必要がある。

なお、現状においては、補助金として安易に予算化されてきた経緯から、本来の補助金の範疇としては疑問に思われるものが補助金として支出されている。これらについては、本来的な予算費目で計上するなど、財政規律の面からの措置を検討すべきである。

## 第4章 補助金制度改革の方向性と方策

### 第1 補助金制度改革の方向性

#### 1 基本的な方向性

補助金は、市が公益上の必要性を認める場合に、市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援であり、政策目的を効率的に達成するための有効な手段のひとつである。補助金交付の目的は、福祉増進、産業振興、環境改善、教育・文化振興、地域自治推進など広範にわたる。補助金の交付にあたっては、それぞれの目的が的確に達成されるよう、そのあり方を常に検証していかなければならない。

また、市民等との協働の推進の観点から、市民や各種団体のまちづくりへの参画意欲を高め、自主的な活動がより活発に展開されるよう、最大限意を尽くす必要がある。

市においては、これまでも「協働のまちづくり」を市政運営の基本とし、まちづくり協議会やNPO活動団体等に対する支援を積極的に実施してきており、これらの方向性や実績については、当委員会としても評価するものである。

同時に、社会経済情勢の変化が加速するとともに、公共的目的を実現するための活動に対する社会的需要は、刻々変化し、かつ、多様化しつつある。限られた資源を前提として、こういった社会的需要に対応するためには、必要な新たな取組みが適時に採り入れられるとともに、費用対効果や補助の役割が低下したものについては順次見直されるなど、補助金制度の戦略的な運用が必須である。

そのためには、個々の補助金の必要性や効果等について客観的に評価する指針、及び透明性や公平性を確保するための仕組みが必要である。

#### 2 具体的な方策

上記の方向性に則り、具体的な方策として以下の2点を提案する。

##### (1) 公募型補助金制度の導入

補助金制度の現状における具体的な課題としては、交付先の固定化・既得権益化、制度内容の柔軟性や時代適合性の欠如、新たな補助要望を汲む仕組みの欠如等の課題が認められる。

さらに、公益上の判断の不明瞭さ、交付決定手続きの不透明さ、効果測定の不十分さ等が認められる。

前者の課題については、市民等からの発意による補助事業を受け入れる仕組みづくりとして、当委員会に対する諮問事項である「公募による補助金制度」の有効性を改めて確認するとともに、その制度の基本的なあり方について提案するものである。

また、後者の課題については、公募型補助金制度の導入に際し、趣旨に則った制度設計を行い、適切な制度運用を行うことにより、解決が図られるものと考えられる。

##### (2) 個別型補助金の見直し

「個別型補助金」とは、公募型補助金以外の誘導的な補助金をいう。これらの補助金の見直しについては、P D C A サイクルの中でスクラップ・アンド・ビルドを促進する仕組みの構築が必要である。補助金の改廃を含む見直しには、様々な形で制動がかかる傾向にある。したがって、補助金の見直しについては、通常の予算編成や事務事業見直しとは別に、特段の方策を検討する必要がある。

具体的には、補助金交付の一般的な指針を定め、補助金交付や効果測定結果の際の視点を明確にする。

さらに、補助金交付の一連の手続きや各段階における決定の理由や効果測定を具体的に説明する仕組みを構築するとともに、それらを積極的に情報公開し、市民の視点によるコントロール機能を強化しようとするものである。

なお、当委員会に先立つ改革推進委員会からは、すべての補助金について「第三者機関による審査制度の創設」をすべき旨の提言がされている。

当委員会としては、公募型補助金については、審査における市民的視点の導入や公平性を担保する必要性等から第三者的な審査機関を設置すべきであると考えられるものである。一方、個別型補助金の見直しについて、第三者機関による審査の有効性は当委員会としても十分に認めるところではあるが、行政自らが自身を律する仕組みの構築という行財政システム改革の考え方、及び個別型補助金の政策的な性格や戦略的視点での補助金支出の必要性から、積極的な情報公開と説明責任の遂行、それに対する市民や市議会による監視機能の強化を期することにより、基本的には行政内部における見直しの仕組みを構築すべきという提言に至ったものである。

### **3 公募対象補助金の選定**

公募型補助金を創設するに当たり、現下の市の財政状況に鑑みると、新たな財源を投入するのは困難である。また、公募型補助金制度導入の趣旨、目的に照らせば、現行の補助金の中には、公募型へと切り替えるべき性格の補助金が存在する。すなわち、市民の自主的、主体的活動に対する奨励的な補助金は、公募型補助金制度に組み替えるべきである。

したがって、現行の補助金について、それが実現しようとする理念、目的という観点を基本に補助金を分類し、組み替えるべき対象補助金を特定しようとするものである。

分類の指標としては、奨励（育成）型・誘導型、及び事業実施型（事業補助金）・組織運営型（運営補助金）の2類型の組み合わせを基本とし、その他個別、特段の事情を考慮した。

#### **A - 1 奨励型・事業実施型**

特定の公共的・公益的事業を奨励又は助成することを目的とするもの。  
事業実施主体の自主性・任意性が高い活動である。

#### **A - 2 育成型・組織運営型**

公共的・公益的事業を行う団体運営を補助するもので、本来、団体の設立段階

等における育成を目的とするもの。  
団体の自立性が高いものである。

#### B - 1 誘導型・事業実施型

特定の施策目的を実現するために、団体や個人の活動を誘導しようとするもの。  
事業実施主体の自主性・任意性には期待しがたいものである。  
また、個人に対する補助金で、扶助的給付、社会的格差等の是正を目的とするもの。

#### B - 2 誘導型・組織運営型

公共的・公益的事業を行う団体運営を補助するもので、特定団体の活動が施策の目的達成のために不可欠のもの。  
行政補完的・行政協力的な活動を行う団体が主である。  
本来は、当該団体のほかに代替的な機能を担う団体が存在しないことが前提である。

#### B - 3 その他

- ・ 債務負担行為設定済み、約定によるものなど、既に交付の意思決定がなされているもの。
- ・ 建設費補助等で、都市のインフラストラクチャーの整備を行うもの。
- ・ 市議会に関するもので、議会の自主性に委ねるべきもの。
- ・ 企業会計に対する補助
- ・ 特定財源による特定目的のもの。
- ・ 広域的組織の負担金的性格のもの。
- ・ 本来、補助金として支出することが疑問視されるもの。
- ・ 平成 17 年度以降において廃止されたもの。

以上の目的別分類によれば、A - 1 及び A - 2 が公募対象、B - 1、B - 2 及び B - 3 が公募対象外の補助金であると考えられる。

当委員会としての分類結果は、別表第 2 のとおりである。

なお、この分類作業にあたっては、当委員会としても分類に困難を感じた補助金、あるいは、公募型と個別型の両者の性格を併せ持つと考えられる補助金があった。今後、市の内部において、当委員会の提言趣旨及び分類結果を基に、厳密な精査を期待するものである。

また、分類は、あくまで現時点におけるものであって固定的なものではない。今後、時代の変遷や社会情勢の変化、特に、いわゆる真に自治体が担うべき分野のあり方や民間が公共性の一部を担うことに伴う「公共」の概念の変化に伴い、適宜見直す必要がある。

## 第2 公募型補助金制度

### 1 公募型補助金の理念及び目的

公募型補助金制度の導入の原点は、市のまちづくりの進め方の変革、すなわち、新たな協働の仕組みを補助金制度において具現化することにある。具体的には、公的、公益的な活動分野に市民等の主体的な参加を促進し、支援・育成する新たな仕組みを構築することである。

現在、我が国は、少子高齢化の進行、人口減少社会、低成長経済社会の到来、社会の成熟化の進展等、歴史的な転換点を迎つつある。さらに、地方分権化の大きな潮流の中で、それを実りあるものにするためには、基礎的自治体である市町村が地方自治の中心となり、住民の負担と選択に基づき特色ある公共サービスを総合的に提供する地方分権型システムを構築していかなければならない。こういった状況から、今後とも公共サービスに対する市民ニーズは、多様化、高度化し、増大する傾向にあり、一方で新たな社会的課題も現出しつつある。

これらの諸課題に対し、行政のみが対応を行うことは質的にも、量的にも限界がある。むしろ、地域の多様な主体（事業者、NPO、コミュニティ団体、ボランティアグループなどの市民団体等）が自主的に、また、それぞれの役割と責任において関わることにより、的確、迅速な解決が図られる。同時に、さらに豊かな地域の力が育ち、豊かな公共空間が形成されることが期待される。

公募型補助金制度は、このような地域の多様な主体が自ら社会的な課題を発見し、それぞれの発意により解決策や対応策の提案を促し、それらの活動に対し経済的な側面から支援しようとするものである。

### 2 公募型補助金制度の概要

#### (1) 目的

市民の創意による、市民意識や地域の実情に即した主体的な公益的活動及び団体運営を支援することにより、市民活動の活性化と豊かな地域づくりを図り、市民と行政の協働のまちづくりを推進する。

#### (2) 補助対象

##### a (仮称) 市民活動事業補助金

応募の資格要件を満たす団体が行う、市内における公益的活動に要する支出に対し補助する。

##### b (仮称) 市民活動運営補助金

- ・ 新たに市内における公益的活動を始めるに際し、団体を創設しようとする場合において、その公益的活動に要する支出及び団体運営に関する支出に対し補助する。

- ・ 団体発足後3年以下の団体が、新たに公益的活動を始めるに際し、団体の拡大などが必要な場合において、その公益的活動に要する支出及び団体運営に関する支出に対し補助する。

### (3) 応募要件

#### a (仮称)市民活動事業補助金

- ・ 市民(在勤、在学を含む)が主体となる一定規模以上の団体
- ・ 法人格の有無は問わない。
- ・ 市内に活動拠点を有し、市内を主な活動領域とすること。
- ・ 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体は対象外とする。
- ・ 規約その他により団体としての運営上の規律が確立され、運営実績があること。

#### b (仮称)市民活動運営補助金

- ・ 市民(在勤、在学を含む)が主体となる一定規模以上の団体
- ・ 法人格の有無は問わない。
- ・ 市内に活動拠点を有し、市内を主な活動領域とすること。
- ・ 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体は対象外とする。
- ・ 規約その他により団体としての運営上の規律が確立されており、団体発足後から3年以下であること。

### (4) 補助対象支出

#### a (仮称)市民活動事業補助金

- ・ 補助対象事業の実施に直接的に必要で、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とする。
- ・ 事業に対する補助であることから、組織維持に本来的に必要な支出(総務的・管理的支出)は、補助対象外とする。
- ・ 社会通念上補助の対象にふさわしくない支出としては、交際費、慶弔費、飲食に係る支出、会員相互の親睦等に係る支出等が考えられる。また、これら以外の支出であっても、補助対象事業の執行上、直接的に要するものではない支出については対象外とする。
- ・ 対象支出の適否は、審査委員会及び市長において精査する。

#### b (仮称)市民活動運営補助金

- ・ 補助対象活動に直接的に必要な支出及び団体運営に必要な支出で、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とする。
- ・ 社会通念上補助の対象にふさわしくない支出としては、交際費、慶弔費、飲食に係る支出、会員相互の親睦等に係る支出等が考えられる。
- ・ 対象支出の適否は、審査委員会及び市長において精査する。



( 5 ) 補助率及び補助額

補助率は補助対象支出の10パーセントから50パーセントとする。

( 6 ) 審査及び交付の決定

市長は、応募申請があった補助申請事業の審査において、公平性及び透明性を確保するため、第三者機関として審査委員会を設け、補助金交付の可否と補助額について諮問する。市長は、審査委員会から提出された内容を最大限尊重し、補助金の交付決定を行う。ただし、補助金の交付決定に際し、金額の積算の妥当性等については、市長が十分に精査するものとする。

( 7 ) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。

a 公益性

補助事業による便益が特定の個人や団体にとどまるのではなく、広く不特定の対象に社会的便益が及ぶ活動であること。ただし、事業による効果は、直接的な効果のみではなく、波及的な効果も含めて広く斟酌する必要がある。

b 必要性（市民ニーズ）

補助事業について具体的な社会的必要性の存在が客観的に認められること。

c 緊急性

補助事業の目的、視点、内容が、社会情勢等に鑑みて早急な手当を要すると客観的に認められること。

d 独創性・先見性

補助事業の目的、内容が、現在の市の行政計画や行政目的との整合性に必ずしもばられず、独自の又は新たな視点などを具備し、かつ、市の現状等から補助に値するものと認められること。また、市の資源の有効活用や将来像などを見据えたものであることなど、市として奨励するにふさわしい公益性が認められること。

e 効率性・目的と手段の整合性

補助事業の執行計画が効率的で、無駄がないこと。

また、補助事業が達成しようとする目的とその手段が整合していること。

f 実現可能性

補助事業の内容について、現下の社会情勢や団体の能力などからみて、その実施や効果達成が現実的なものであること。

g 団体の適格性

会計処理を初め団体運営が適正かつ透明性があり、持続的な活動が期待できること。

また、活動実績や財政的基盤、組織的基盤から、補助事業を完遂する能力が認められること。

( 8 ) 審査の視点について

審査基準の a から g については、その基準の内容から一定程度以上の評価を満たすべき必須の項目と、どれかが満たされれば加点要素と考える項目がある。具体的には、「a 公益性」と「g 団体の適格性」については必須の項目と考える。

その他の項目の b ~ f については、上記 2 点がある程度以上満たした上で、加点的に評価すべき項目である。

ただし、(仮称)市民活動事業補助金については、市民の創意を活かすという制度の趣旨から、その中でも特に「d 独創性・先見性」を重視すべきである。

また、(仮称)市民活動運営補助金については、「d 独創性・先見性」とともに、活動実績がない、あるいは、短期間であることから、「g 団体の適格性」、特に組織の持続可能性についても重視すべきである。

(9) 審査の過程と結果についての説明責任

市長は、補助金の審査結果について、補助金交付の可否や金額、その決定理由等を公開するものとする。

(10) 効果測定と情報公開

補助金の交付を受けた団体は、事業を効果的に行うとともに、補助対象年度又は事業終了後、その実績、会計、効果等を市に報告しなければならない。

市長は、これらの情報を、個人情報等の非公開の扱いをすべきものを除き、公開するものとする。

(11) その他

(仮称)市民活動事業補助金の同一団体、同一事業に対する継続的な補助については、特に制限を設けずに、審査委員会の判断を尊重する。

(仮称)市民活動運営補助金については、連続 2 年までを補助金交付の上限とする。

### 第 3 個別型補助金の見直し

#### 1 補助金支出の統一的基準

補助金支出の統一的基準については、補助金の支出の根拠である公益性の有無をはじめ、市自らが補助金支出の適正性を判断するための一般的指針として制定する必要がある。指針案としては、下記のとおりである。

しかしながら、これまで度々指摘されてきたように、市の補助金の目的は、福祉増進、産業振興、環境保全、教育振興、文化振興、地域自治推進、都市基盤整備など多岐にわたるものであり、補助金の支出の一般的指針は、まさしく「一般的」であらざるを得ないところがある。

また、本答申の 6 ページにおいて述べているが、債務負担行為が設定されているもの、約定によるものなど、現時点では見直しが極めて困難な補助金がある。これらについては、

以下の統一的基準のすべてを適応することができないものである。

補助金支出に際しその適正性を担保するためには、指針の作成とともに、その指針に依拠しつつ、それぞれの補助金の合目的性や必要性を常に検証する仕組みの構築と機能的な運用が重要である。

( 1 ) 公益性に関する指針

- ・ 補助対象事業が市として積極的に関与すべきものであること。
- ・ 補助対象事業の効果が広く市民に波及するものであり、特定の個人や団体に効果が限定されるものではないこと。また、効果が限定的であっても、公益性が説明できること。

( 2 ) 政策目的との整合性に関する指針

- ・ 市の政策上の目的に沿ったものであり、政策体系と補助目的の関係が明瞭であること。
- ・ 補助対象事業による効果が、補助金支出の目的と整合するものであること。

( 3 ) 必要性に関する指針

- ・ 社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応する事業であること。
- ・ 補助対象事業の実施について、緊急性、重要性が認められるものであること。
- ・ より効果的な代替的手段がなく、又は類似の補助事業による目的達成ができないこと。

( 4 ) 効果に関する指針

- ・ 補助対象事業の実施による効果が明確に説明できること。
- ・ 原則として補助事業による効果の数値目標を設定すること。
- ・ 事業効果を数値として計りがたい特段の理由がある場合は、効果を定性的に明確に説明できること。

( 5 ) 公平性に関する指針

- ・ 補助の目的を達成するうえで可能な範囲において、補助を受ける機会が広く保障されていること。
- ・ 特定の団体、個人に対する補助を行う場合は、その合理的な理由があること。

( 6 ) 適格性に関する指針

- ・ 補助対象者に補助対象事業を遂行する能力が認められること。
- ・ 会計処理方法及び団体の場合は組織運営等が適切であること。
- ・ 団体の場合は、補助事業及び当該団体の会計上、補助金の額を超えるような過大な繰越金、剰余金等がないこと。

( 7 ) 妥当性に関する指針

- ・ 補助対象支出が真に補助対象事業を達成するために必要な範囲に限定されてい

ること。

- ・ 補助金が、社会通念上認められにくい支出（交際費、慶弔費、飲食に係る支出、会員間の懇親等に関する支出等）に使用されないこと。
- ・ 補助金の額が、目的達成のために必要な限度において妥当なものであること。
- ・ 補助率は、原則として補助対象支出の2分の1以下であること。
- ・ 補助対象事業、補助対象支出、補助金額の算定基準等が、客観的に定められていること。

(8) 効率性に関する指針

- ・ 補助対象事業が効率的に実施されていること。
- ・ 補助事業の目的とその実現のための手段に妥当性が認められること。

(9) 団体運営補助に関する指針

- ・ 事業目的や効果が不明確になりがちな運営補助は、原則として、廃止、又は事業補助に転換すること。ただし、公共的・公益的事業を行うにあたって当該団体の存在が不可欠であり、他に代替する団体が存在しないなど、強い公益的な要請がある場合はこの限りでない。

(10) 個人給付の補助金に関する指針

- ・ 税の所得再分配機能の考え方からは、高所得者から低所得者への所得移転はあり得るが、その逆転現象が生じるような施策は原則論としては認められない。したがって、個人給付の補助金については、著しい所得の逆移転現象が生じないよう、適正な所得制限等が設けられていること。

(11) 補助金交付の根拠に関する指針

- ・ 個別の補助金制度の必要性や正当性、客観性を明確にするためには、その支出の根拠となるべき要綱などを定め、その補助金の目的、趣旨、支出による直接的・間接的・波及的效果、また、補助対象支出や補助金額決定の具体的な規定を定め、制度内容の客観的基準を明示すること。
- ・ 要綱等については、政策目標達成の期限を定め、終期を明記すること。ただし、目標達成状況によっては、その期限を延長することができる。

(12) 低率・少額補助金に関する指針

- ・ 現状の補助金の中には、補助金が補助対象事業費の1割にも満たない低率の補助金、あるいは、5万円以下の少額の補助金については、そもそも補助金支出の必要性が疑問視される。これらについては、原則として廃止すること。

(13) 事務局機能の見直しに関する指針

- ・ 補助金受給団体の事務局機能を市の事務局で担っているものが見受けられる。市と民との協働、すなわちパートナーシップは、それぞれの主体性の確立が前提

である。市は、協働のまちづくりの仕組みづくりの責務を持つが、それは市民活動の支援と環境整備に止まるべきである。過渡的な時期はともかく、行政が市民団体等の事務局機能を担い続けるのは、却って市民活動の主体性や自主性の涵養を阻害するものにもなりかねない。早急な適正化を図ること。

(14) 補助金としての適格性に関する指針

- ・ 市が自らの責務において当然に負担すべきもの、人口割などで積算されて割り当てられている拠出金的なもの、行政の内部組織に準じる組織に支出されているものなどは、本来的に補助金として支出することが疑問視される。これらについては、本来的な予算費目において計上する、あるいは、市の関わりのあり方を検討するなど、補助金としてのあり方を検討すること。

## 2 補助金見直しへの市民的視点の導入

(1) 市の説明責任

補助金の支出は市の事務であるから、補助金支出の適法性、適正性を疎明するのは、一義的には市にある。市は、団体等から提出された補助金申請書及びその添付書類を審査し、適当と認めるならば、相応の額の補助金交付の決定をし、また、事後的には補助事業の実施内容や決算等の報告を受け、その審査をし、その適否を判断するものである。

現状においては、そういった一連の行為の結果として、補助金等の支出効果に関する調査を行い、その調査結果を市監査委員による決算審査に付している。また、決算書の付属資料として、市が支出した補助金全件について、前年度との決算額の比較表を掲載しているところである。

しかしながら、この形態では、補助金支出について、決算額と交付先を事後的に公表するのみであり、補助金の交付決定時の意思決定内容については、積極的な公表がなされていない。

市は、補助金の申請に対する交付決定（又は不交付の決定）を行った段階で、その交付（又は不交付）の決定内容とその理由を公表すべきである。

また、現状の補助金等の支出効果調査の内容は、補助事業による成果と結果が明確でなく、その説明も主に定性的な記述が多く、定量的な効果測定はほとんどなされていない。さらに、補助金の公益性や必要性についてなど、制度そのものの基本的な調査項目はなく、制度的な改廃や見直しに結びつかないものである。

これらの不十分点については、事務事業評価の手法及び補助金の交付に係る政策目標に対する貢献度測定の視点を導入し、より厳密、かつ、客観的な評価を行うべきである。

(2) 補助金受給者の説明責任

市が補助金交付決定の理由と支出による成果を市民に広く公表してもそれだけでは積極的な情報開示であるとはいえず、市民が、各団体等の申請内容（目的や予算、団体の組成など）及び事業の結果報告や決算内容を直接見ることができる

機会を設けることがより適切である（もちろん、情報公開等の手続きによって、個別の公文書として閲覧等を行うことなどは可能であるが）。市民の目による監視機能を期待し、各申請者から提出された補助金申請書等及び補助事業実施報告書等をいつでも閲覧可能な形にすべきである。

補助金受給者にも、事業実施に当たっては、常に市民が負担している税金を財源とする公金の補助を受けていることを認識し、最終的には、納税者である市民に対して、事業実施の報告や説明を行う責任があることに理解をしていただきたい。膨大な申請書等の閲覧を可能にすることは、実務的に困難を伴うが、情報開示として必要なものとして、機動的な対応を期待する。

また、補助事業の実施に際しては、当該事業が市の補助を受けていることを、可能な限り明示し、市は、補助金受給者に対し、事業の広報や配布物には市の補助事業である旨を明記するように促す必要がある。

### **3 補助金見直しの仕組みのあり方**

補助金は、市と各種団体との協力関係における潤滑油的な機能も果たしており、廃止を含めた見直しが現実的には難が多い、また、きわめて政策的な性格を持つものがあり、行政の通常の手続きによっては抜本的な見直しが困難である。

そういった事情から、補助金の改廃を含む見直しについては、毎年度の通常の PDCA サイクルとは別に、特段のチェック体制が要請されるであろう。これまで、この提言において、補助金の評価を可能な限り定量化、指標化し、客観性を高めること、さらに、意思決定や評価、さらには、補助申請等の内容自体を公表し、市民による監視機能を高めることなどを提案した。同時に、市の内部におけるチェック機能についても機能強化を求めるとともに、その見直し結果の公表を求めるものである。

具体的には、4年ごとにゼロベースから全補助金の見直しを行い、それを市長の表明として、具体的な個々の補助金の必要性、妥当性、適正性の公表を求めるものである。

なお、4年ごとの見直しとしたのは、市長任期に準じること、及び補助金見直しに係る事務負担を考慮したものである。補助制度の新設に関しては、同様の重きを置いた事前審査が必要であることは、言を俟たない。

#### 第4 関連する指摘事項

補助金と関連することとして、各種団体等に対する補助金以外の支援や助成の一形態として、市有地の賃貸料や施設使用料の減免、事務局機能の代替などの人的、物的な形での支援がなされるケースがある。これらは、補助金に準じる性格のものがあると考えられる。

これらの支援や助成についても、補助金と同じように、公益性実現の要請等が明確であることや政策目標実現のための方策としての手段的適合性が明確でなければならない。特に、こういった形での支援や助成は、補助金支出よりも市民や議会にとっては見えにくいだけに不断の見直しが求められるところである。

この指摘については、厳密に言えば、補助金制度の検討という当委員会の諮問事項の範囲内ではないが、補助金制度のあり方と大きく関連する事項であるので、補助金のあり方の検証とともに、これらの様々な形での支援や助成についても、積極的な検証を望むものである。

## 第5章 今後の取組みについて

この答申においては、大きく2点の提言を行った。

1点目は、公募型補助金制度の導入である。同制度の導入については、可能な限り早期の着手を望むものである。

新たな制度の導入には、今後より具体的かつ詳細な制度構築の作業及び十分な広報が必要である。また、公募型に移行すべき現行の補助金については、庁内での意見調整及び現在補助金を交付している団体との協議など、非常に困難な課題をクリアしなければならない。改革には軋轢は避けられないが、円滑な制度導入を図るためには、段階的な制度移行などの現実的な対応も必要であろう。

さらに、新たな制度の運用については、制度趣旨の理解、浸透に時日も必要であろうし、また、実際に運用を重ねる中で制度の手直しも必要になってくることもあろう。制度の趣旨・目的を最大限に活かせるよう、柔軟かつ適確な運用を望みたい。

2点目は、個別型補助金の見直しである。これについては、見直しの観点と情報公開・説明責任を基本とした見直しの仕組みを提言したが、今後、相当量の作業を要すると認識している。担当セクションの努力に期待するものである。



宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度予算	財源内訳				備考	財源等	
						国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源			
国・県補助事業(随伴補助のみ又は10割補助) 15件												
50	3 民	1 社	1 社	ボランティア活動支援事業補助金	社会福祉協議会	4,500		2,250	2,250			県1/2、市1/2(基金取崩し)
53	3 民	1 社	1 社	民生児童委員長活動費補助金	宝塚市地区民生児童委員協議会	84		84				全額県補助
68	3 民	1 社	2 障	手話通訳派遣登録者けいわん検診料助成金	個人(登録手話通訳者)	59		39		20		県2/3、市1/3
70	3 民	1 社	2 障	精神障害者グループホーム補助金	さわ病院 外	2,896		2,172		724		県3/4、市1/4
76	3 民	2 老	1 老	老人クラブ活動助成金	市内老人クラブ各団体	12,468		8,311		4,157		県2/3、市1/3
83	3 民	2 老	2 老	社会福祉法人利用者負担減免交付金	社会福祉法人宝成会 外1団体	2,100		1,575		525		国1/2、県1/4、市1/4
84	3 民	2 老	2 老	家族介護者ヘルパー受講支援助成金	個人	200		150		50		県3/4、市1/4
105	4 衛	1 保	9 環	テレビ受信障害防止対策助成事業補助金	空港環境整備協会	92,146	87,540			4,606		国95%、市5%
109	4 衛	1 保	9 環	生活保護世帯空気調和機器稼働費補助金	生活保護世帯	30	25			5		国85%、市15%(国事務費負担5%あり)
122	6 農	1 農	3 農	ひょうご花のメロディー構想推進強化事業補助金	宝塚緑友会・宝塚プランツクラブ	666		666				全額県補助
160	8 土	4 都	6 市	優良建築物整備事業補助金		79,800	39,900			39,900		国1/2、市1/2
162	8 土	5 住	1 住	共同住宅バリアフリー改修費補助金	マンション管理組合等	2,560		1,280		1,280		県1/2、市1/2
163	8 土	5 住	2 住	災害復興準公営住宅家賃減額補助金	認定事業者	104,040	51,431			52,609		国1/2又は1/3、市1/2又は市2/3(対象者の所得による)
171	10 教	1 教	3 教	適応指導教室児童生徒北海道等派遣補助金	個人	2,194			2,194		平成16年度は該当なし、補正減額済	全額寄附
192	10 教	7 保	2 体	「スポーツクラブ21ひょうご」宝塚市推進委員会運営費	スポーツクラブ21ひょうご宝塚市推進委員会	350		350				全額県補助
計						304,093	178,896	16,877	4,444	103,876		
国・県補助事業(随伴補助に市独自の増額) 9件												
52	3 民	1 社	1 社	民生児童委員活動費補助金	宝塚市地区民生児童委員協議会	29,803		17,064		12,739		県全額補助、市追加補助(@60,300円+@45,010円)
63	3 民	1 社	2 障	障害者小規模作業所補助金	すみれ共同作業所 外	125,894		42,934		82,960		県1/2、市1/2+追加補助(40,026千円)

宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度予算	財源内訳				備考	財源等	
						国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源			
67	3 民	1 社	2 障	知的障害者自立生活訓練事業補助金	安倉ホーム 自立生活訓練ホーム	8,691		3,612		5,079		県1/2、市1/2+追加補助(1,467千円)
77	3 民	2 老	1 老	老人クラブ連合会活動助成金	宝塚市老人クラブ連合会	1,452		875		577		県2/3、市1/3+追加補助(138千円)
101	3 民	3 児	5 保	私立保育所助成金	バラホーム保育所ほか	417,068	2,835	57,493		356,740		国全額(延長保育のみ)、県2/3又は3/4、市1/3又は1/4+追加補助(277,818千円)
107	4 衛	1 保	9 環	合併処理浄化槽設置整備費補助金	個人	46,620	9,198	10,100		27,322		国1/3、県1/3、市1/3+追加補助(272千円)
115	5 労	1 労	2 労	高齢者就業機会確保事業費等補助金	宝塚市シルバー人材センター	18,130				18,130		国補助(直接補助)と同額を補助+市追加補助(3,300千円)
169	10 教	1 教	2 教	障害児教育推進海外派遣交流事業補助金	障害児教育推進海外派遣交流団	2,415			1,932	483		例年、清荒神より寄附あり
174	10 教	1 教	4 学	私立幼稚園就園奨励費補助金	市内、市外私立幼稚園	155,765	36,951			118,814		国1/3、市2/3+追加補助(44,910千円)
計						805,838	48,984	132,078	1,932	622,844		
市の単独事業(法令、約定、債務負担行為、特定財源、人件費補助等) 4 2 件												
2	1 議	1 議	1 議	市議会政務調査費	市議会各会派	36,000				36,000	議会関係	
3	2 総	1 総	1 一	互助会交付金	宝塚市職員互助会	17,000			17,000		平成16年度から廃止	
6	2 総	1 総	6 財	さらら仁川管理運営事業補助金	(株)関西都市居住サービス	12,400				12,400		
12	2 総	1 総	11 交	地方バス路線維持費補助金	阪急田園バス(株)	15,761		1,811		13,950		特別交付税措置あり
13	2 総	1 総	11 交	超低床ノンステップバス購入補助金	低床バス運行事業者	3,500				3,500		特別交付税措置あり
14	2 総	1 総	11 交	鉄道駅舎エレベータ等設置補助金	阪急電鉄株式会社	25,000				25,000		特別交付税措置あり
15	2 総	1 総	11 交	地方バス路線維持費補助金(車両購入補助)	阪急田園バス(株)	15,000				15,000		特別交付税措置あり
16	2 総	1 総	11 交	バス路線試走運行補助金	阪急バス(株)	4,500				4,500		
28	2 総	1 総	13 社	文化振興財団運営補助金	宝塚市文化振興財団	70,812				70,812		
33	2 総	1 総	15 国	松本・土井アイリン海外留学助成金	25歳以下の市民で対象事業を実施するもの	6,000			6,000			

宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度予算	財源内訳				備考	財源等	
						国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源			
36	2 総	1 総	17 人	住宅資金利子補給金	個人	955				955		
38	2 総	1 総	19 諸	宝塚防犯協会補助金	宝塚防犯協会	1,085				1,085		
40	2 総	1 総	19 諸	宝塚市暴力団追放推進協議会補助金	宝塚市暴力団追放推進協議会	601			601			
46	3 民	1 社	1 社	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	149,324				149,324		
49	3 民	1 社	1 社	保健福祉サービス公社運営補助金	保健福祉サービス公社	20,000				20,000		
57	3 民	1 社	1 社	共済見舞金		13,370			13,370			
59	3 民	1 社	2 障	心身障害者扶養共済制度掛金補助金	該当者	0						
79	3 民	2 老	2 老	聖隷福祉事業団補助金(宝塚栄光園)	聖隷福祉事業団	6,000				6,000	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
80	3 民	2 老	2 老	聖隷福祉事業団補助金(花屋敷栄光園)	聖隷福祉事業団	48,018				48,018	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
81	3 民	2 老	2 老	宝成会補助金(宝塚ソフィア)	宝成会	22,534				22,534	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
82	3 民	2 老	2 老	愛和会補助金(宝塚あいわ苑)	愛和会	19,703				19,703	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
86	3 民	2 老	2 老	美座地区特別養護老人ホーム等建設補助金		20,194				20,194	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
87	3 民	3 児	1 児	宝塚すみれ福祉会補助金	宝塚すみれ福祉会	2,634				2,634	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
88	3 民	3 児	1 児	あひる福祉会補助金	あひる福祉会	16,852				16,852	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
89	3 民	3 児	1 児	宝塚さくら福祉会補助金	宝塚さくら福祉会	5,385				5,385	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
90	3 民	3 児	1 児	ソフィア福祉会補助金	ソフィア福祉会	15,418				15,418	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
91	3 民	3 児	1 児	萬年青友の会補助金	(社)萬年青友の会	6,273				6,273	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
92	3 民	3 児	1 児	愛和会補助金	(社)愛和会	6,194				6,194	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
93	3 民	3 児	1 児	聖隷福祉事業団補助金	聖隷福祉事業団	3,960				3,960	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
94	3 民	3 児	1 児	愛和会補助金(中筋児童館)	(社)愛和会	302				302	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
95	3 民	3 児	1 児	聖隷福祉事業団補助金(御殿山児童館)	聖隷福祉事業団	1,870				1,870	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
102	3 民	3 児	5 保	指定保育所助成金	晴保育所 外	122,913				122,913		

宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度予算	財源内訳				備考	財源等	
						国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源			
104	4 衛	1 保	1 保	水道事業会計補助金	宝塚市水道局	119,123				119,123		
112	4 衛	1 保	11 病	病院事業会計補助金	宝塚市立病院	1,058,310				1,058,310		
157	8 土	4 都	4 緑	民有地緑化助成金	個人	3,300			3,300			
161	8 土	4 都	7 下	下水道事業会計補助金	宝塚市下水道事業	3,145,287				3,145,287		
170	10 教	1 教	2 教	中学生国際交流推進事業補助金	個人	500			500			
172	10 教	1 教	4 学	奨学資金	対象学生	56,088				56,088		
176	10 教	1 教	4 学	私立高校入学支度金利息補給金	個人	158				158		
185	10 教	6 社	2 文	指定文化財防災設備整備費等補助金	中筋八幡神社 外	39				39		
194	13 諸	2 土	1 土	土地開発公社利子補給金	宝塚市土地開発公社	81,196				81,196		特別交付税措置あり
195	6 保	1 保	1 保	健康検診助成費	個人	34,900				34,900		
計						5,188,459	0	1,811	40,771	5,145,877		
市の単独事業(特定財源+一般財源) 3件												
5	2 総	1 総	3 研	職員自主研究グループ助成金	グループ又は個人	840			10	830		
48	3 民	1 社	1 社	地域福祉活動振興補助金	社会福祉協議会	11,317			5,708	5,609		
193	10 教	7 保	2 体	体育協会補助金	宝塚市体育協会	2,060			1,000	1,060		特定財源として寄附金あり
計						14,217	0	0	6,718	7,499		
市の単独事業(一般財源のみ) 108件												
1	1 議	1 議	1 議	議員互助会補助金	市議会議員互助会	1,800				1,800	議会関係	
4	2 総	1 総	2 広	(財)法律扶助協会兵庫県支部補助金	(財)法律扶助協会兵庫県支部	200				200		
9	2 総	1 総	11 交	宝塚交通安全協会交通安全啓発事業補助金	宝塚交通安全協会	176				176		
10	2 総	1 総	11 交	宝塚ダンプカー安全協会交通安全啓発事業補助金	宝塚ダンプカー安全協会	147				147		

宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度予算	財源内訳				備考	財源等
						国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源		
11	2 総	1 総	11 交	阪神地区交通運輸労働組合協議会交通安全啓発事業補助金	阪交運労組協議会宝塚ブロック	43				43	
17	2 総	1 総	12 コ	コミュニティ活動助成金	自治会等	5,232				5,232	
18	2 総	1 総	12 コ	コミュニティ活動施設使用料助成金	自治会等	68				68	
19	2 総	1 総	12 コ	まちづくり協議会補助金	小学校区を範域とする各協議会	10,000				10,000	
21	2 総	1 総	12 コ	自治会連合会補助金	宝塚市自治会連合会	79				79	
22	2 総	1 総	12 コ	自治会館建設事業補助金	自治会	2,100				2,100	
25	2 総	1 総	13 文	文化振興財団事業補助金	宝塚市文化振興財団	13,580				13,580	
29	2 総	1 総	13 社	小浜工房館事業補助金	小浜工房館管理運営委員会	1,400				1,400	
30	2 総	1 総	14 男	まちづくりについての調査研究実践事業助成金	女性ボードOGグループ	126				126	
31	2 総	1 総	14 男	男女共同参画社会づくりをめざす自主活動助成金	自主活動グループ	168				168	
32	2 総	1 総	15 国	国際交流協会補助金	宝塚市国際交流協会	1,086				1,086	
34	2 総	1 総	17 人	宝塚市人権擁護委員会補助金	宝塚市人権擁護委員会	58				58	
35	2 総	1 総	17 人	人権文化活動推進事業助成金	地域コミュニティ活動推進協議会 外	3,492				3,492	
37	2 総	1 総	18 人	蔵人共同浴場運営費助成金	蔵人自治会	3,500				3,500	
39	2 総	1 総	19 諸	市議会議員待遇者会運営補助金	市議会議員待遇者会	90				90	
41	2 総	1 総	19 諸	市民フェスティバル事業補助金	宝塚市民フェスティバル協会	2,000				2,000	
42	2 総	2 徴	2 賦	西宮納税貯蓄組合連合会助成金	西宮納税貯蓄組合連合会	30				30	
45	3 民	1 社	1 社	兵庫県建設国保組合助成金	兵庫県建設国保組合宝塚支部	110				110	
47	3 民	1 社	1 社	保護司会補助金	北摂保護区保護司会宝塚地区会	112				112	
51	3 民	1 社	1 社	原爆被害者の会補助金	宝塚市原爆被害者の会	27				27	
54	3 民	1 社	1 社	傷夷軍人会	傷夷軍人会	33				33	
55	3 民	1 社	1 社	傷夷軍人妻の会補助金	傷夷軍人妻の会	13				13	

宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

	款	項	目	名 称	交付先(平成15年度)	平成16年 度予算	財源内訳				備考	財源等
							国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源		
56	3 民	1 社	1 社	遺族会補助金	宝塚市遺族会	98				98		
58	3 民	1 社	2 障	宝塚障害福祉市民懇談会補助金	宝塚障害福祉市民懇談会	105				105		
60	3 民	1 社	2 障	リフト付タクシー支援事業補助金	フクユ、福祉輸送、べるてんぼ	6,610				6,610		
61	3 民	1 社	2 障	障害者団体社会参加促進事業助成金	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会	210				210		
62	3 民	1 社	2 障	身体障害者(児)一時預かり事業補助金	宝塚市肢体不自由児者父母の会	900				900		
65	3 民	1 社	2 障	知的障害者通所施設運営補助金	宝塚さざんか福祉会	12,600				12,600		
66	3 民	1 社	2 障	宝塚さざんか福祉会補助金	宝塚さざんか福祉会	10,465				10,465		
69	3 民	1 社	2 障	障害者夏期等一時預かり事業補助金	宝塚市肢体不自由児者父母の会 外	1,000				1,000		
72	3 民	1 社	2 障	宝塚さざんかの家、宝塚あしたば園分場補助金	宝塚さざんか福祉会	3,127				3,127		
73	3 民	1 社	2 障	知的障害者デイサービス事業補助金	宝塚さざんか福祉会	6,700				6,700		
74	3 民	1 社	2 障	知的障害者グループホーム補助金	社団法人宝塚市手をつなぐ育成会	4,200				4,200	施設家賃補助	
75	3 民	1 社	2 障	社会福祉法人希望の家補助金	希望の家	3,460				3,460	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
78	3 民	2 老	1 老	老人福祉大会助成金	宝塚市老人クラブ連合会	1,050				1,050		
96	3 民	3 児	1 児	平井児童館運営補助金	宝塚市平井財産区	1,600				1,600		
97	3 民	3 児	1 児	中筋児童館運営補助金	社会福祉法人 愛和会	7,452				7,452		
98	3 民	3 児	1 児	御殿山児童館運営補助金	聖隷福祉事業団	9,936				9,936		
99	3 民	3 児	1 児	御殿山ひかりの家運営助成金	社会福祉法人三光事業団	9,053				9,053		
100	3 民	3 児	4 母	婦人共励会補助金	宝塚市婦人共励会	19				19		
103	3 民	3 児	6 児	すみれ園同伴児託児補助金	宝塚市立療育センターすみれ園託児保護者会	378				378		
106	4 衛	1 保	9 環	環境衛生推進協議会運営補助金	宝塚市保健衛生推進協議会	359				359		
108	4 衛	1 保	9 環	西谷地区生活排水対策推進事業補助金	西谷地区自治会連合会	3,840				3,840		
110	4 衛	1 保	9 環	民家防音工事助成金	対象世帯	2,764				2,764		

宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

	款	項	目	名 称	交付先(平成15年度)	平成16年 度予算	財源内訳				備考	財源等
							国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源		
111	4 衛	1 保	9 環	環境都市宝塚推進市民会議事業費補助金	環境都市宝塚推進市民会議	970				970		
113	4 衛	2 清	2 清	生ごみ処理機購入助成金	個人	800				800		
114	5 労	1 労	2 労	勤労者団体福祉事業補助金	連合兵庫、労働組合総連合	518				518		
116	5 労	1 労	2 労	兵庫県雇用開発協会補助金	(財)兵庫県雇用開発協会	350				350		
117	5 労	1 労	2 労	雇用促進連絡協議会補助金	宝塚市雇用促進連絡協議会	2,700				2,700		
118	6 農	1 農	2 農	農業協会補助金	宝塚市農業協会	210				210		
119	6 農	1 農	2 農	武庫川水利運営協議会補助金	武庫川水利運営協議会	21				21		
120	6 農	1 農	3 農	農業近代化資金利子補給金		240				240		
123	6 農	1 農	3 農	ハウス整備補助金		1,800				1,800		
124	6 農	1 農	4 林	里山林植栽事業補助金	森林組合	500				500		
125	6 農	1 農	4 林	農作物被害防止事業補助金	西谷農会 外	1,400				1,400		
126	7 商	1 商	2 商	商工会議所運営補助金	宝塚市商工会	5,100				5,100		
127	7 商	1 商	2 商	空き店舗活用事業補助金		3,300				3,300		
128	7 商	1 商	2 商	宝塚市中小企業振興資金融資補助金	小規模事業者	2,934				2,934		
129	7 商	1 商	2 商	工場等集団化事業緊急利子補給金	宝塚テクノタウン協同組合	4,906				4,906		
130	7 商	1 商	2 商	工場等集団化事業利子補給金	宝塚テクノタウン協同組合	14,720				14,720		
131	7 商	1 商	2 商	元気アップ事業補助金	アピア名店会 外	500				500		
132	7 商	1 商	2 商	商店街アドバイザー派遣活用事業補助金		534				534		
133	7 商	1 商	2 商	"たからづか楽市"事業補助金	商店連合会	2,000				2,000		
134	7 商	1 商	2 商	起業融資活用者利子補給金	(有)シオン 外	194				194		
135	7 商	1 商	2 商	テナントミックス事業補助金	ソリオ(株)	4,660				4,660		
136	7 商	1 商	2 商	広域ソフト事業費補助金	ソリオ(株)	3,500				3,500		

宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

	款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				備考	財源等
							国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源		
137	7 商	1 商	2 商	タウンマネージメント事業補助金	ソリオ(株)	25,939				25,939		
138	7 商	1 商	2 商	創業事業費補助金		2,000				2,000		
139	7 商	1 商	2 商	新産業創造プログラム等活用補助金		500				500		
140	7 商	1 商	2 商	商工業共同施設補助金	アピアきた名店会	0				0		
141	7 商	1 商	2 商	中小企業国際標準化支援事業補助金	商工会議所	320				320		
142	7 商	1 商	2 商	ビジネススクール事業補助金	商工会議所	350				350		
143	7 商	1 商	2 商	起業家支援セミナー事業補助金		830				830		
144	7 商	1 商	3 観	温泉給湯施設維持費補助金	宝塚温泉(株)	500				500		
145	7 商	1 商	3 観	観光宣伝事業補助金	国際観光協会	1,800				1,800		
146	7 商	1 商	3 観	花火大会事業補助金	国際観光協会	18,000				18,000		
148	7 商	1 商	3 観	海外観光宣伝事業補助金	国際観光協会	300				300		
150	7 商	1 商	4 消	消費者問題調査研究助成金	C・キッズ・ネットワーク ロールプレイ研究チーム	120				120		
151	7 商	1 商	4 消	消費者協会補助金	宝塚消費者協会	112				112		
152	8 土	2 道	1 道	私道舗装工事助成金	個人	3,500				3,500		
153	8 土	2 道	1 道	市道化測量等助成金	個人	5,000				5,000		
154	8 土	4 都	1 都	都市景観形成助成金	個人	0				0		
155	8 土	4 都	1 都	まちづくり活動助成金		2,000				2,000		
156	8 土	4 都	3 公	中山台緑地環境対策助成金	中山台コミュニティ緑化環 境対策部会	500				500		
158	8 土	4 都	5 土	土地区画整理事業助成金	宝塚市小林土地区画整理組 合 外	60,600				60,600		
159	8 土	4 都	5 土	まちづくり活動指導助成金		990				990		
165	9 消	1 消	2 非	消防分団運営補助金	消防分団	1,800				1,800		
166	9 消	1 消	2 非	消防分団車庫整備事業補助金	西部自治会	1,865				1,865		



宝塚市補助金分類表1(財源等による分類)

(単位:千円)

	款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				備考	財源等
							国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源		
167	10 教	1 教	2 教	教育姉妹校提携補助金	小・中学校校長	140				140		
168	10 教	1 教	2 教	対外課外活動参加補助金	小、中学校校長	2,940				2,940		
173	10 教	1 教	4 学	私立幼稚園助成金	市内私立幼稚園 14園	4,900				4,900		
175	10 教	1 教	4 学	尼崎朝鮮中級学校生徒保護者 就学補助金	(在籍生徒の保護者)	1,296				1,296		
177	10 教	1 教	4 学	伊丹朝鮮初級学校児童保護者 就学補助金	(在籍生徒の保護者)	4,284				4,284		
178	10 教	2 小	1 学	小学校運営費補助金	宝塚市立小学校長会	804				804		
179	10 教	3 中	1 学	中学校運営費補助金	宝塚市立中学校長会	402				402		
180	10 教	4 養	1 養	養護学校運営費補助金	宝塚市立小学校長会	34				34		
181	10 教	5 幼	1 幼	幼稚園運営費補助金	宝塚市立幼稚園長会	198				198		
182	10 教	6 社	1 社	社会教育関係団体補助金	P T A 協議会、連合婦人会 等	149				149		
183	10 教	6 社	1 社	ことばの教室補助金	ことばの教室運営委員会	700				700		
184	10 教	6 社	1 社	小浜宿まつり助成金	小浜宿まつり実行委員会	1,358				1,358		
186	10 教	6 社	4 青	単位子ども会補助金	宝塚市子ども会連絡協議会	404				404		
187	10 教	6 社	4 青	青少年関係団体補助金	日本ボーイスカウト宝塚地 区 外	99				99		
188	10 教	6 社	5 青	生徒指導活動補助金	公立学校生徒指導活動推進 協議会	1,208				1,208		
189	10 教	7 保	1 保	学校管理下事故見舞金	個人	272				272		
計						329,667	0	0	0	329,667		
合計						6,642,274	227,880	150,766	53,865	6,209,763		



宝塚市補助金分類表2（目的等による分類）

（単位：千円）

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等					
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源								
<b>A - 1 奨励型・事業実施型</b>																	
7	2	総	1	総	11	交	宝塚交通安全協会交通安全啓発 事業補助金	宝塚交通安全協会		176				176	1		
8	2	総	1	総	11	交	宝塚ダンパーカー安全協会交通安 全啓発事業補助金	宝塚ダンパーカー安全協会		147				147	1		
9	2	総	1	総	11	交	阪神地区交通運輸労働組合協議 会交通安全啓発事業補助金	阪交運労組協議会宝塚ブ ロック		43				43	1		
15	2	総	1	総	12	コ	コミュニティ活動助成金	自治会等		5,232				5,232	1		
16	2	総	1	総	12	コ	コミュニティ活動施設使用料助 成金	自治会等		68				68	1		
17	2	総	1	総	12	コ	まちづくり協議会補助金	小学校区を範囲とする各協 議会		10,000				10,000	1		
23	2	総	1	総	14	男	まちづくりについての調査研究 実践事業助成金	女性ボードOGグループ		126				126	1		
24	2	総	1	総	14	男	男女共同参画社会づくりをめざ す自主活動助成金	自主活動グループ		168				168	1		
49	3	民	1	社	2	障	宝塚障害福祉市民懇談会補助金	宝塚障害福祉市民懇談会		105				105	1		
52	3	民	1	社	2	障	障害者団体社会参加促進事業助 成金	宝塚市障害者（児）団体連 絡協議会		210				210	1		
67	3	民	2	老	1	老	老人福祉大会助成金	宝塚市老人クラブ連合会		1,050				1,050	1		
102	5	労	1	労	2	労	勤労者団体福祉事業補助金	連合兵庫、労働組合総連合		518				518	1		
118	7	商	1	商	2	商	元気アップ事業補助金	アピア名店会 外		500				500	1		
120	7	商	1	商	2	商	”たからづか楽市”事業補助金	商店連合会		2,000				2,000	1		
135	7	商	1	商	4	消	消費者問題調査研究助成金	C・キッズ・ネットワーク ロールプレイ研究チーム外		120				120	1		
140	8	土	4	都	1	都	まちづくり活動助成金			2,000				2,000	1		
141	8	土	4	都	3	公	中山台緑地環境対策助成金	中山台コミュニティ緑化環 境対策部会		500				500	1		
167	10	教	6	社	1	社	ことばの教室補助金	ことばの教室運営委員会		700				700	1		

宝塚市補助金分類表 2 (目的等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等					
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源								
168	10	教	6	社	1	社	小浜宿まつり助成金	小浜宿まつり実行委員会		1,358				1,358	1		
171	10	教	6	社	4	青	青少年関係団体補助金	日本ボーイスカウト宝塚地区外		99				99	1		
			<b>A - 1 計</b>				<b>20件</b>			<b>25,120</b>							
<b>A - 2 育成型・組織運営型</b>																	
25	2	総	1	総	15	国	国際交流協会補助金	宝塚市国際交流協会		1,086				1,086	2		
31	2	総	1	総	19	諸	宝塚防犯協会補助金	宝塚防犯協会		1,085				1,085	2		
42	3	民	1	社	1	社	原爆被害者の会補助金	宝塚市原爆被害者の会		27				27	2		
45	3	民	1	社	1	社	傷夷軍人会補助金	傷夷軍人会		33				33	2		
46	3	民	1	社	1	社	傷夷軍人妻の会補助金	傷夷軍人妻の会		13				13	2		
47	3	民	1	社	1	社	遺族会補助金	宝塚市遺族会		98				98	2		
88	3	民	3	児	4	母	婦人共励会補助金	宝塚市婦人共励会		19				19	2		
106	6	農	1	農	2	農	農業協会補助金	宝塚市農業協会		210				210	2		
136	7	商	1	商	4	消	消費者協会補助金	宝塚消費者協会		112				112	2		
166	10	教	6	社	1	社	社会教育関係団体補助金	P T A協議会、連合婦人会等		149				149	2		
170	10	教	6	社	4	青	単位子ども会補助金	宝塚市子ども会連絡協議会		404				404	2		
175	10	教	7	保	2	体	体育協会補助金	宝塚市体育協会		2,060		1,000		1,060	2		
			<b>A - 2 計</b>				<b>12件</b>			<b>5,296</b>							
<b>B - 1 誘導型・事業実施型</b>																	
6	2	総	1	総	6	財	さらら仁川管理運営事業補助金	(株)関西都市居住サービス		12,400				12,400	3		

宝塚市補助金分類表2（目的等による分類）

（単位：千円）

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等					
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源								
10	2	総	1	総	11	交	地方バス路線維持費補助金	阪急田園バス(株)		15,761		1,811		13,950	3		特別交付税措置あり
11	2	総	1	総	11	交	超低床ノンステップバス購入補助金	低床バス運行事業者		3,500				3,500	3		特別交付税措置あり
12	2	総	1	総	11	交	鉄道駅舎エレベータ等設置補助金	阪急電鉄株式会社		25,000				25,000	3		特別交付税措置あり
13	2	総	1	総	11	交	地方バス路線維持費補助金（車両購入補助）	阪急田園バス(株)		15,000				15,000	3		特別交付税措置あり
14	2	総	1	総	11	交	バス路線試走運行補助金	阪急バス(株)		4,500				4,500	3		
19	2	総	1	総	12	コ	自治会館建設事業補助金	自治会		2,100				2,100	3		
30	2	総	1	総	18	人	蔵人共同浴場運営費助成金	蔵人自治会		3,500				3,500	3		
38	3	民	1	社	1	社	保護司会補助金	北摂保護区保護司会宝塚地区会		112				112	3		
39	3	民	1	社	1	社	地域福祉活動振興補助金	社会福祉協議会		11,317		5,708		5,609	3		
41	3	民	1	社	1	社	ボランティア活動支援事業補助金	社会福祉協議会		4,500		2,250	2,250		3		県1/2、市1/2（基金取崩し）
43	3	民	1	社	1	社	民生児童委員活動費補助金	宝塚市地区民生児童委員協議会		29,803		17,064		12,739	3		県全額補助、市追加補助（@60,300円+@45,010円）
44	3	民	1	社	1	社	民生児童委員会長活動費補助金	宝塚市地区民生児童委員協議会		84		84			3		全額県補助
51	3	民	1	社	2	障	リフト付タクシー支援事業補助金	フクユ、福祉輸送、べるてんぼ		6,610				6,610	3		
53	3	民	1	社	2	障	身体障害者（児）一時預かり事業補助金	宝塚市肢体不自由児者父母の会		900				900	3		
54	3	民	1	社	2	障	障害者小規模作業所補助金	すみれ共同作業所 外		125,894		42,934		82,960	3		県1/2、市1/2+追加補助（40,026千円）
57	3	民	1	社	2	障	知的障害者自立生活訓練事業補助金	安倉ホーム 自立生活訓練ホーム		8,691		3,612		5,079	3		県1/2、市1/2+追加補助（1,467千円）
58	3	民	1	社	2	障	手話通訳派遣登録者けいわん検診料助成金	個人（登録手話通訳者）		59		39		20	3		県2/3、市1/3
59	3	民	1	社	2	障	障害者夏期等一時預かり事業補助金	宝塚市肢体不自由児者父母の会 外		1,000				1,000	3		
60	3	民	1	社	2	障	精神障害者グループホーム補助金	さわ病院 外		2,896		2,172		724	3		県3/4、市1/4

宝塚市補助金分類表 2 (目的等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等					
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源								
61	3	民	1	社	2	障	宝塚さざんかの家、宝塚あしたば園分場補助金	宝塚さざんか福祉会		3,127				3,127	3		
62	3	民	1	社	2	障	知的障害者デイサービス事業補助金	宝塚さざんか福祉会		6,700				6,700	3		
63	3	民	1	社	2	障	知的障害者グループホーム補助金	社団法人宝塚市手をつなぐ育成会		4,200				4,200	3		
65	3	民	2	老	1	老	老人クラブ活動助成金	市内老人クラブ各団体		12,468		8,311		4,157	3		県2/3、市1/3
66	3	民	2	老	1	老	老人クラブ連合会活動助成金	宝塚市老人クラブ連合会		1,452		875		577	3		県2/3、市1/3+追加補助(138千円)
73	3	民	2	老	2	老	家族介護者ヘルパー受講支援助成金	個人		200		150		50	3		県3/4、市1/4
84	3	民	3	児	1	児	平井児童館運営補助金	宝塚市平井財産区		1,600				1,600	3		
85	3	民	3	児	1	児	中筋児童館運営補助金	社会福祉法人 愛和会		7,452				7,452	3		
86	3	民	3	児	1	児	御殿山児童館運営補助金	聖隷福祉事業団		9,936				9,936	3		
87	3	民	3	児	1	児	御殿山ひかりの家運営助成金	社会福祉法人三光事業団		9,053				9,053	3		
89	3	民	3	児	5	保	私立保育所助成金	バラホーム保育所ほか		417,068	2,835	57,493		356,740	3		国全額(延長保育のみ)、県2/3又は3/4、市1/3又は1/4+追加補助(277,818千円)
90	3	民	3	児	5	保	指定保育所助成金	晴保育所 外		122,913				122,913	3		
91	3	民	3	児	6	児	すみれ園同伴児託児補助金	宝塚市立療育センターすみれ園託児保護者会		378				378	3		
96	4	衛	1	保	9	環	西谷地区生活排水対策推進事業補助金	西谷地区自治会連合会		3,840				3,840	3		
101	4	衛	2	清	2	清	生ごみ処理機購入助成金	個人		800				800	3		
108	6	農	1	農	3	農	農業近代化資金利子補給金			240				240	3		
110	6	農	1	農	3	農	ハウス整備補助金			1,800				1,800	3		
111	6	農	1	農	4	林	里山林植栽事業補助金	森林組合		500				500	3		
112	6	農	1	農	4	林	農作物被害防止事業補助金	西谷農会 外		1,400				1,400	3		

宝塚市補助金分類表2（目的等による分類）

（単位：千円）

	款	項	目	名 称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等			
							国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源						
114	7	商	1	商	2	商	空き店舗活用事業補助金					3,300		3		
115	7	商	1	商	2	商	宝塚市中小企業振興資金融資補助金	小規模事業者				2,934		3		
119	7	商	1	商	2	商	商店街アドバイズ-派遣活用事業補助金					534		3		
121	7	商	1	商	2	商	起業融資活用者利子補給金	(有)シオン 外				194		3		
122	7	商	1	商	2	商	テナントミックス事業補助金	ソリオ(株)				4,660		3		
123	7	商	1	商	2	商	広域ソフト事業費補助金	ソリオ(株)				3,500		3		
124	7	商	1	商	2	商	タウンマネージメント事業補助金	ソリオ(株)				25,939		3		
125	7	商	1	商	2	商	創業事業費補助金					2,000		3		
126	7	商	1	商	2	商	新産業創造プログラム等活用補助金					500		3		
127	7	商	1	商	2	商	商工業共同施設補助金	アピアきた名店会				0		3		
128	7	商	1	商	2	商	中小企業国際標準化支援事業補助金	商工会議所				320		3		
129	7	商	1	商	2	商	ビジネススクール事業補助金	商工会議所				350		3		
130	7	商	1	商	2	商	起業家支援セミナー事業補助金					830		3		
131	7	商	1	商	3	観	温泉給湯施設維持費補助金	宝塚温泉(株)				500		3		
132	7	商	1	商	3	観	観光宣伝事業補助金	国際観光協会				1,800		3		
134	7	商	1	商	3	観	海外観光宣伝事業補助金	国際観光協会				300		3		
137	8	土	2	道	1	道	私道舗装工事助成金	個人				3,500		3		
138	8	土	2	道	1	道	市道化測量等助成金	個人				5,000		3		
139	8	土	4	都	1	都	都市景観形成助成金	個人				0		3		

宝塚市補助金分類表 2 (目的等による分類)

(単位：千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源			
142	8土	4都	4緑	民有地緑化助成金	個人	3,300		3,300		3		
143	8土	4都	5土	土地区画整理事業助成金	宝塚市小林土地区画整理組 合 外	60,600			60,600	3		
144	8土	4都	5土	まちづくり活動指導助成金		990			990	3		
145	8土	4都	6市	優良建築物整備事業補助金		79,800	39,900		39,900	3		国1/2、市1/2
147	8土	5住	1住	共同住宅バリアフリー改修費補 助金	マンション管理組合等	2,560		1,280	1,280	3		県1/2、市1/2
150	9消	1消	2非	消防分団車庫整備事業補助金	西部自治会	1,865			1,865	3		
156	10教	1教	4学	奨学資金	対象学生	56,088			56,088	3		
157	10教	1教	4学	私立幼稚園助成金	市内私立幼稚園 14園	4,900			4,900	3		
158	10教	1教	4学	私立幼稚園就園奨励費補助金	市内、市外私立幼稚園	155,765	36,951		118,814	3		国1/3、市2/3+追加補助 (44,910千円)
159	10教	1教	4学	尼崎朝鮮中級学校生徒保護者就 学補助金	(在籍生徒の保護者)	1,296			1,296	3		
160	10教	1教	4学	私立高校入学支度金利子補給金	個人	158			158	3		
161	10教	1教	4学	伊丹朝鮮初級学校児童保護者就 学補助金	(在籍生徒の保護者)	4,284			4,284	3		
169	10教	6社	2文	指定文化財防災設備整備費等補 助金	中筋八幡神社 外	39			39	3		
173	10教	7保	1保	学校管理下事故見舞金	個人	272			272	3		
177	6保	1保	1保	健康検診助成費	個人	34,900			34,900	3		
<b>B - 1 計</b>				<b>7 3 件</b>	<b>1,341,732</b>							
<b>B - 2 誘導型・組織運営型</b>												
18	2総	1総	12コ	自治会連合会補助金	宝塚市自治会連合会	79			79	4		
27	2総	1総	17人	宝塚市人権擁護委員会補助金	宝塚市人権擁護委員会	58			58	4		



宝塚市補助金分類表 2 (目的等による分類)

(単位：千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等					
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源								
36	3	民	1	社	1	社	兵庫県建設国保組合助成金	兵庫県建設国保組合宝塚支部		110				110	4		
37	3	民	1	社	1	社	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会		149,324				149,324	4		
94	4	衛	1	保	9	環	環境衛生推進協議会運営補助金	宝塚市保健衛生推進協議会		359				359	4		
103	5	労	1	労	2	労	高齢者就業機会確保事業費等補助金	宝塚市シルバー人材センター		18,130				18,130	4		国補助(直接補助)と同額を補助+市追加補助(3,300千円)
105	5	労	1	労	2	労	雇用促進連絡協議会補助金	宝塚市雇用促進連絡協議会		2,700				2,700	4		
113	7	商	1	商	2	商	商工会議所運営補助金	宝塚市商工会		5,100				5,100	4		
149	9	消	1	消	2	非	消防分団運営補助金	消防分団		1,800				1,800	4		
<b>B - 2 計</b>							<b>9件</b>			<b>177,660</b>							
<b>B - 3 その他</b>																	
1	1	議	1	議	1	議	議員互助会補助金	市議会議員互助会		1,800				1,800	5	議会関係	
2	1	議	1	議	1	議	市議会政務調査費	市議会各会派		36,000				36,000	5	議会関係	
3	2	総	1	総	1	一	互助会交付金	宝塚市職員互助会		17,000			17,000		5	廃止	
4	2	総	1	総	2	広	(財)法律扶助協会兵庫県支部補助金	(財)法律扶助協会兵庫県支部		200				200	5	支出形態等について検討を要する	
5	2	総	1	総	3	研	職員自主研究グループ助成金	グループ又は個人		840			10	830	5	特定財源	基金
20	2	総	1	総	13	文	文化振興財団事業補助金	宝塚市文化振興財団		13,580				13,580	5	指定管理者制度へ移行	
21	2	総	1	総	13	社	文化振興財団運営補助金	宝塚市文化振興財団		70,812				70,812	5	指定管理者制度へ移行	
22	2	総	1	総	13	社	小浜工房館事業補助金	小浜工房館管理運営委員会		1,400				1,400	5	指定管理者制度へ移行	
26	2	総	1	総	15	国	松本・土井アイリン海外留学助成金	25歳以下の市民で対象事業を実施するもの		6,000			6,000		5	特定財源	

宝塚市補助金分類表2（目的等による分類）

（単位：千円）

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等					
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源								
28	2	総	1	総	17	人	人権文化活動推進事業助成金	地域コミュニティ 活動推進協議 会 外		3,492				3,492	5	廃止	
29	2	総	1	総	17	人	住宅資金利子補給金	個人		955				955	5	約定によるもの	
32	2	総	1	総	19	諸	市議会議員待遇者会運営補助金	市議会議員待遇者会		90				90	5	議会関係	
33	2	総	1	総	19	諸	宝塚市暴力団追放推進協議会補助金	宝塚市暴力団追放推進協議 会		601		601			5	特定財源	基金
34	2	総	1	総	19	諸	市民フェスティバル事業補助金	宝塚市民フェスティバル協 会		2,000				2,000	5	支出形態等について 検討を要する	
35	2	総	2	徴	2	賦	西宮納税貯蓄組合連合会助成金	西宮納税貯蓄組合連合会		30				30	5	支出形態等について 検討を要する	
40	3	民	1	社	1	社	保健福祉サービス公社運営補助金	保健福祉サービス公社		20,000				20,000	5	廃止	
48	3	民	1	社	1	社	共済見舞金			13,370		13,370			5	廃止	
50	3	民	1	社	2	障	心身障害者扶養共済制度掛金補助金	該当者		0					5	約定によるもの	
55	3	民	1	社	2	障	知的障害者通所施設運営補助金	宝塚さざんか福祉会		12,600				12,600	5	廃止	
56	3	民	1	社	2	障	宝塚さざんか福祉会補助金	宝塚さざんか福祉会		10,465				10,465	5	施設建設費借入金 償還補助	
64	3	民	1	社	2	障	社会福祉法人希望の家補助金	希望の家		3,460				3,460	5	施設建設費借入金 償還補助	債務負担行為
68	3	民	2	老	2	老	聖隷福祉事業団補助金（宝塚栄 光園）	聖隷福祉事業団		6,000				6,000	5	施設建設費借入金 償還補助	債務負担行為
69	3	民	2	老	2	老	聖隷福祉事業団補助金（花屋敷 栄光園）	聖隷福祉事業団		48,018				48,018	5	施設建設費借入金 償還補助	債務負担行為
70	3	民	2	老	2	老	宝成会補助金（宝塚ソアミュ ニティ）	宝成会		22,534				22,534	5	施設建設費借入金 償還補助	債務負担行為
71	3	民	2	老	2	老	愛和会補助金（宝塚あいわ苑）	愛和会		19,703				19,703	5	施設建設費借入金 償還補助	債務負担行為
72	3	民	2	老	2	老	社会福祉法人利用者負担減免交付金	社会福祉法人宝成会 外1 団体		2,100		1,575		525	5	制度的補助	国1/2、県1/4、市1/4
74	3	民	2	老	2	老	美座地区特別養護老人ホーム等 建設補助金			20,194				20,194	5	施設建設費借入金 償還補助	債務負担行為
75	3	民	3	児	1	児	宝塚すみれ福祉会補助金	宝塚すみれ福祉会		2,634				2,634	5	施設建設費借入金 償還補助	債務負担行為

宝塚市補助金分類表 2 (目的等による分類)

(単位:千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等					
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源								
76	3	民	3	児	1	児	あひる福祉会補助金	あひる福祉会		16,852				16,852	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
77	3	民	3	児	1	児	宝塚さくら福祉会補助金	宝塚さくら福祉会		5,385				5,385	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
78	3	民	3	児	1	児	ソフィア福祉会補助金	ソフィア福祉会		15,418				15,418	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
79	3	民	3	児	1	児	萬年青友の会補助金	(社)萬年青友の会		6,273				6,273	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
80	3	民	3	児	1	児	愛和会補助金	(社)愛和会		6,194				6,194	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
81	3	民	3	児	1	児	聖隷福祉事業団補助金	聖隷福祉事業団		3,960				3,960	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
82	3	民	3	児	1	児	愛和会補助金(中筋児童館)	(社)愛和会		302				302	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
83	3	民	3	児	1	児	聖隷福祉事業団補助金(御殿山児童館)	聖隷福祉事業団		1,870				1,870	5	施設建設費借入金償還補助	債務負担行為
92	4	衛	1	保	1	保	水道事業会計補助金	宝塚市水道局		119,123				119,123	5	企業会計補助	
93	4	衛	1	保	9	環	テレビ受信障害防止対策助成事業補助金	空港環境整備協会		92,146	87,540			4,606	5	制度的補助	国95%、市5%
95	4	衛	1	保	9	環	合併処理浄化槽設置整備費補助金	個人		46,620	9,198	10,100		27,322	5	制度的補助	国1/3、県1/3、市1/3+追加補助(272千円)
97	4	衛	1	保	9	環	生活保護世帯空気調和機器稼働費補助金	生活保護世帯		30	25			5	5	制度的補助	国85%、市15%(国事務費負担5%あり)
98	4	衛	1	保	9	環	民家防音工事助成金	対象世帯		2,764				2,764	5	制度的補助	
99	4	衛	1	保	9	環	環境都市宝塚推進市民会議事業費補助金	環境都市宝塚推進市民会議		970				970	5	廃止	
100	4	衛	1	保	11	病	病院事業会計補助金	宝塚市立病院		1,058,310				1,058,310	5	企業会計補助	
104	5	労	1	労	2	労	兵庫県雇用開発協会補助金	(財)兵庫県雇用開発協会		350				350	5	負担金に変更済み	
107	6	農	1	農	2	農	武庫川水利運営協議会補助金	武庫川水利運営協議会		21				21	5	廃止	
109	6	農	1	農	3	農	ひょうご花のメロディー構想推進強化事業補助金	宝塚緑友会・宝塚プランツクラブ		666		666			5	廃止	全額県補助
116	7	商	1	商	2	商	工場等集団化事業緊急利子補給金	宝塚テクノタウン協同組合		4,906				4,906	5	廃止	

宝塚市補助金分類表 2 (目的等による分類)

(単位：千円)

款	項	目	名称	交付先(平成15年度)	平成16年度 予算	財源内訳				分類	備考	財源等	
						国庫支出 金	県支出 金	その他特 定財源	一般財源				
117	7商	1商	2商	工場等集団化事業利子補給金	宝塚テクノタウン協同組合	14,720				14,720	5	廃止	
133	7商	1商	3観	花火大会事業補助金	国際観光協会	18,000				18,000	5	支出形態等について検討を要する	
146	8土	4都	7下	下水道事業会計補助金	宝塚市下水道事業	3,145,287				3,145,287	5	企業会計補助	
148	8土	5住	2住	災害復興準公営住宅家賃減額補助金	認定事業者	104,040	51,431			52,609	5	制度的補助	国1/2又は1/3、市1/2又は市2/3(対象者の所得による)
151	10教	1教	2教	教育姉妹校提携補助金	小・中学校校長	140				140	5	支出形態等について検討を要する	
152	10教	1教	2教	対外課外活動参加補助金	小、中学校校長	2,940				2,940	5	支出形態等について検討を要する	
153	10教	1教	2教	障害児教育推進海外派遣交流事業補助金	障害児教育推進海外派遣交流団	2,415			1,932	483	5	特定財源	寄附金
154	10教	1教	2教	中学生国際交流推進事業補助金	個人	500			500		5	特定財源	
155	10教	1教	3教	適応指導教室児童生徒北海道等派遣補助金	個人	2,194			2,194		5	廃止	全額寄附金
162	10教	2小	1学	小学校運営費補助金	宝塚市立小学校長会	804				804	5	支出形態等について検討を要する	
163	10教	3中	1学	中学校運営費補助金	宝塚市立中学校長会	402				402	5	支出形態等について検討を要する	
164	10教	4養	1養	養護学校運営費補助金	宝塚市立小学校長会	34				34	5	支出形態等について検討を要する	
165	10教	5幼	1幼	幼稚園運営費補助金	宝塚市立幼稚園長会	198				198	5	支出形態等について検討を要する	
172	10教	6社	5青	生徒指導活動補助金	公立学校生徒指導活動推進協議会	1,208				1,208	5	支出形態等について検討を要する	
174	10教	7保	2体	「スポーツクラブ21ひょうご」宝塚市推進委員会運営費補助金	スポーツクラブ21ひょうご宝塚市推進委員会	350			350		5	廃止	全額県補助
176	13諸	2土	1土	土地開発公社利子補給金	宝塚市土地開発公社	81,196				81,196	5	制度的補助	特別交付税措置あり
<b>B - 3 計</b>				<b>63件</b>	<b>5,092,466</b>								
				<b>合計 177件</b>	<b>6,642,274</b>								

(資料)

## 宝塚市補助金制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市の補助金制度の弾力的及び効率的なあり方について検討を行うため、宝塚市補助金制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査し、審議する。

- (1) 補助金制度の総合的検討に関すること。
- (2) 補助金交付の指針及び審査基準の検討に関すること。
- (3) 補助金の公募制度に関すること。
- (4) その他補助金の適正化に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び知識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(意見の開陳その他の協力依頼)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行財政改革室で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(資料)

宝塚市補助金制度検討委員会委員名簿(五十音順・敬称略)

井 上 芳 治	公募委員	
岡 本 京 子	知識経験者	(副委員長)
上 月 英 子	税理士	
小 西 砂 千 夫	知識経験者	(委員長)
小 峰 武	行政経験者	

(資料)

宝塚市補助金制度検討委員会活動記録

	開催日	審議内容
第1回	平成16年7月31日	1 委嘱状交付 2 諮問 3 委員長、副委員長選出 4 諮問事項の説明(事務局) 5 補助金の現状と課題の説明(事務局) 6 審議計画について 7 諮問事項、審議方針等について
第2回	平成16年9月18日	1 補助金の分類について 2 補助金交付の指針案について 3 他市の取組事例について
研究会(任意参加)	平成16年8月2日	個別補助金の内容等に関する研究
第3回	平成16年10月16日	1 公募型補助金の取組事例について 2 補助金の分類と見直し方針について 3 補助金交付の指針について 4 中間提言について
中間提言	平成16年11月30日	「平成17年度予算編成及び当面の補助金執行の適正化のための中間提言」提出
第4回	平成17年2月19日	1 補助金制度検討の課題整理について 2 補助金分類について 3 補助金の見直しについて 4 公募型補助金制度について
第5回	平成18年1月14日	1 公募型補助金制度について
第6回	平成18年2月25日	1 公募型補助金制度について 2 個別型補助金の見直しについて
第7回	平成18年3月18日	1 最終答申について